

商工会だより



平成31年3月10日(日)町がボランティアを募り実施している飛水峡等の清掃活動へ、今年も商工会青年部員・賛助部員が参加し、歩きながらゴミを拾いました。寒い中お疲れ様でした。不法投棄等で自然環境が侵されつつある中、町の綺麗な景観を保つため毎年続けています。



こういった地道な活動のお陰で町がキレイになり観光客が増え、そして町の活性化につながります。役場職員と青年部員だけに頼ってはいけません。

来年は、皆さんで参加してみませんか?たくさんの有志のご参加、お待ちしております。

持続化補助金の募集が始まる予定です

“集客のために看板を取り付けたい” “買い物弱者のために移動販売車が欲しい” “チラシをうちたい” など、売上向上に向け計画のある方、また、何にもプランはないけど詳細が知りたいという方も、ぜひ商工会にご相談ください。かかった費用の2/3(上限50万円)の補助が受けられる大変魅力的な制度です。たくさんの方に利用していただきたいと思います。募集期間などの詳細は分かり次第周知させていただきます。

提出書類の作成に時間が必要ですので、早めにご相談ください。お待ちしております。



平成31年4月1日発行

第234号(4月号)

発行所 七宗町商工会

岐阜県加茂郡七宗町上麻生2277番地の1

TEL:(0574)48-2080 FAX(0574)48-1994

URL: <http://www.tsci.hichiso.gifu.jp>

Email: shoko@tsci.hichiso.gifu.jp

この事業は県の補助金を一部受けています

社会保険料が変更になります！

平成31年3月分(4月納付分)の健康保険料率に変更になります。ご注意ください。

健康保険料率	9.91% → 9.86% (4.93%徴収)
介護保険料率	1.57% → 1.73% (0.865%徴収) ◎40歳以上の方の合計 11.48% → 11.59% (5.795%徴収)
厚生年金保険料	18.3% (9.15%徴収) (平成29年9月1日～適用)
子ども・子育て拠出金	0.29% (平成30年4月1日～適用)

◎ご存知ですか？ 利子補給制度

— 七宗町小規模事業者支援融資利子補給制度 —

中小企業者が事業振興に必要な資金を平成27年4月1日以降新たに借り入れた場合、その借入金の支払利子の一部を補給いたします。この制度は、毎年1月1日から12月31日までの間の該当借入金に対し、支払った利子の一部を補給するものです。

— 制度概要 —

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所又は事業所を有し、商工業を営む小規模事業者であつて、七宗町商工会に加入している会員。 ・町の出資や建物の指定管理を受けていないこと。 ・町税及びこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫(マル経、普通貸付等) ・岐阜県信用保証協会の保証を得るもの(全国小口、県小口、市町村小口、連携型全国小口等その他町長が承認する制度) ・岐阜県商工貯蓄共済融資制度
補給率	対象借入額は300万円まで、年間支払い利子の2%以内 (年60,000円、5年で300,000円)
補給期間	5年以内
申請先	・商工会長を經由して町長へ提出。毎年申請が必要です。

◎毎年1月に役場へ請求書を提出する必要があります。

最低賃金守られていますか？ **最低賃金825円**

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

下回る賃金を支払った場合は**罰金 50 万円**が課せられます。景気の先行きも不透明で大変厳しいときですが、守っていただきますようお願いいたします。

雇用保険料率は変更ありません

	平成31年度(概算保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産清酒製造の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

雇用保険は、

- ① 31日以上雇用の見込みがあり
- ② 週の労働時間が20時間以上の方 が対象です。

★平成29年1月1日からは65歳以上の方も対象になりましたので、継続雇用されている方で雇用保険未加入の65歳以上の方がいらっしゃいましたら、加入の手続きをお願いします。

労働者の失業時の補償のほか、雇用保険法による助成金が各種創設されておりますので、新規に従業員を採用した場合など、対象となれば助成金の受給が可能となります。

今、加入している従業員で、**週の労働時間が20時間未満の契約に変更された方**や、**役員になられた方は失業保険の対象外**になるためその時点で雇用保険を切る必要があります。お気を付け下さい。

労働保険は、自動車保険でいうならば任意保険ではなく強制保険です。

労働者（パート、日雇含む）を1人でも雇っていたら、労災保険の対象となります。

仕事中に事故が発生した場合は、会社が医療費、休業補償（平均賃金の6割以上）をする事になっています。労災に加入すれば、医療費の全額と、休業補償として平均賃金の8割を補償してもらえます。労災での休業中の解雇は法律で禁じられている為、完治又は治癒までの補償をすることになります。障害が残ればその分の年金がわりの補償も必要です。

事業主としての利点は、上記の補償が国でされる他、労働保険事務組合に委託されると、事業主も同様の保険に加入（特別加入）することが可能です。

- 労災保険料率は変更となる業種もあります。後日お送りする「労働保険料等納入通知書」をご確認ください。
- 一般拠出金はH30年分をH31年7月に引き落としを掛けます。

*** 労働保険料の年度更新の提出期限は4月22日(月)です。お忘れなく！**

商工会からのお知らせ

所得税と消費税の引落とし

所得税	4月22日(月)
消費税	4月25日(木)



所得税と消費税の引落日が近いので、引落口座の残高のご確認をお願いします。
残高不足等で引落ができなかった場合、完納する日までの分の延滞税がかかります。

平成30年4月から町内事業者に対し、新たな要綱が制定されました

「七宗町創業支援事業補助金交付要綱」

町内で創業又は従業員の居住する寮を整備しようとする小規模事業者を対象

*対象従業員1人につき10万円及び新規卒業者へ10万円を交付

「七宗町雇用促進奨励金交付要綱」

町内に在住する者を正規雇用従業員として新規に雇用する事業所及び新規学卒者本人を対象

- *事業所開設支援 100万円を限度
- *事業所賃貸支援 月額5万円を限度
- *雇用促進支援 月額2万円を限度
- *従業員用寮整備支援 固定資産税の免除2年間

「七宗町移動販売事業用車両購入費等補助金交付要綱」

移動販売を行おうとする者に対し、移動販売に使用する車両購入費等に要する経費の一部を助成

*対象経費の2/3以内で100万円を限度

★詳しくは商工会事務局(48-2080)までお問合せください★

レッキープレミアム商品券のお礼!

レッキープレミアム商品券のご利用と取扱いありがとうございました。取扱加盟店のPRのおかげで、町内のみなさんに喜んで活用していただけたと思います。

平成31年度もレッキープレミアム商品券を販売する予定です。

どんどん活用してもらい、町を活気づけましょう!!



ここ何年かは職員の異動や退職により商工会職員の顔ぶれが頻繁に変わった、という印象をお持ちの方も多いかと思いますが、今回は異動の辞令もなく、引き続き今までの職員がお世話になります。

平成30年度はお世話になりました。平成31年度もよろしくお願いたします。